

## 平成22年度大分県消費生活相談員養成研修 研修生及び聴講生の募集中

県内の消費生活センター・消費生活相談窓口等で相談業務に携わる、消費生活相談員を養成する研修の研修生及び聴講生を募集しています。

この研修では、消費生活相談業務に必要な基礎知識に関する座学研修と相談窓口での実地研修（研修生のみ）を行います。

消費生活相談員は、各自治体が地域の実情に応じて配置することとなっているため、この研修終了後直ちに消費生活相談員として採用されるわけではありませんが、この研修を通じて、将来消費生活相談員として業務に携わるための基礎知識と相談手法が習得できます。

- 1 募集人員 研修生：10名、聴講生：若干名
- 2 応募条件 研修生：大分県内に居住し、消費生活相談業務に携わることを希望する者で、平成22年度に独立行政法人国民生活センターが実施する「消費生活専門相談員資格認定試験」を受験することができる者。  
但し、実地研修先自治体の推薦を得ること。  
聴講生：大分県内に居住し、消費生活相談業務に必要な基礎知識を学びたい者。
- 3 応募方法 郵送又は持参  
【提出書類】
  - ・市販の履歴書（写真貼付） 1通
  - ・応募の動機、研修受講にあたっての目標等を400字程度にまとめたもの。（A4版、様式は自由）
  - ・実地研修先自治体の推薦書（研修生のみ）
- 4 募集締切 平成22年6月10日（木曜日）17時必着
- 5 研修期間及び内容
  - (1) 座学研修
    - ① 期間 平成22年6月24日（木曜日）～7月15日（木曜日）の間の14日間程度。  
但し、7月～3月の間、毎月1回～2回程度座学研修実施。（別紙1参照）
    - ② 場所 大分市内
  - (2) 実地研修（研修生のみ）
    - ① 場所 大分県消費生活・男女共同参画プラザ及び県内の市町消費生活相談窓口等  
（別紙2参照）
    - ② 期間 平成22年7月16日（金曜日）～3月25日（金曜日）  
（注）研修日数は、研修先自治体により異なります。
- 6 研修費等の支給
  - (1) 研修費：研修日1日につき5,960円を支給する。  
※ 独立行政法人国民生活センターが実施する消費生活専門相談員資格を取得した研修生は、研修日1日につき8,920円を支給する。
  - (2) 研修旅費：大分県の旅費規程に準じて支給する。
  - (3) 社会保険・労働保険の適用はありません。

※聴講生については、研修費及び研修旅費の支給はありません。
- 7 応募書類の提出及び問い合わせ先  
特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク  
住所：〒870-0278 大分市青崎1丁目9番35号（大分県生活協同組合連合会気付）  
TEL：（097）527-4056、FAX：（097）527-4084

## 座学研修（初級）の研修科目及び研修内容(皇)

NO	研 修 科 目	研修内容	研修時間
1.	消費者行政の現状	大分県の消費者行政について	2.0
2.	契約の仕組みと消費生活	契約につき、法的意義等の理解	2.0
3.	消費者事件のはじまりから解決まで	消費者紛争の契機や解決手段	2.0
4.	消費者相談を受ける際のポイント	相談業務における留意点の理解	2.0
5.	最近の相談事例とその解決	日々変わる消費者被害の実情等	2.0
6.	消費生活相談に必要な民法・消費者契約法の知識	相談に必要な法的必要に知識	2.0
7.	民法・消費者契約法を活用した相談対応	具体的活用法の理解	2.0
8.	消費生活相談に必要な特定商取引法の知識	相談に必要な法的必要に知識	2.0
9.	特定商取引法を活用した相談対応	具体的活用法の理解	2.0
10.	消費生活相談に必要な割賦販売法の知識	相談に必要な法的必要に知識	2.0
11.	割賦販売法を活用した相談対応	具体的活用法の理解	2.0
12.	多重債務問題解決に必要な法律知識	相談に必要な債務整理手法等	2.0
13.	多重債務問題の現状と相談ポイント	多重債務相談の留意点の理解	2.0
14.	高齢者・障がい者の消費者相談の特徴とその対策	高齢者等の特有な問題の理解	2.0
15.	金融サービス、保険契約の相談に必要な法律知識	被害に対する対処法の法的知識	2.0
16.	訴訟・調停に関する知識	消費者問題の訴訟・調停知識等	2.0
17.	情報通信サービス関連の相談に必要な法律知識	被害に対する対処法の法的知識	2.0
18.	消費生活相談員の役割と現状	社会における相談員の役割	2.0
19.	現場相談員との意見交換会	課題を具体的に挙げてもらおう	2.0

計 38.0

\* 実地研修期間中に毎月1回、座学研修としての実地中の問題点等について意見交換の場を実施する。

## 実地研修先一覧

実地研修場所	予定人員	連絡先電話番号	担当課
佐伯市消費生活相談窓口	1	0972-22-3399	公聴広報課 市民の窓係
竹田市消費生活相談窓口	1	0974-63-1111 (内線115)	市民課
宇佐市消費生活相談窓口	2	0978-32-1111 (内線462)	商工振興課
豊後大野市消費生活相談窓口	1	0974-22-1001 (内線2410)	商工観光課
国東市消費生活相談窓口	1	0978-72-5168	商工観光課
日出町消費生活相談窓口	1	0977-73-3150	総務課
九重町消費生活相談窓口	1	0973-76-3150	商工観光課
玖珠町消費生活相談窓口	1	0973-72-7153	商工観光 振興室
大分県消費生活・男女共同参画プラザ	1	097-534-4034	